

区長報告 第2号

【総務部契約管財課】

専決処分について（港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築工事請負契約の変更）

本件は、港区立赤羽小学校グラウンド整備及び港区立赤羽幼稚園等新築工事請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和5年12月28日

【変更内容】

○契約金額 36億7,290万円
→ 37億5,133万2,090円
(7,843万2,090円増額します。)

【変更理由】

公共工事設計労務単価及び資材価格の上昇に対処するため、工事請負契約書約款第24条第6項のインフレスライド*条項を適用したため

※インフレスライドとは、契約締結時の労務単価及び資材価格で積算した契約金額をインフレーション又はデフレーションを反映した契約金額に変更することを行います。

【契約の相手方】

港区虎ノ門四丁目3番13号

日本国土・徳倉・谷沢建設共同企業体
(代表者) 日本国土開発株式会社東京支店
(構成員) 徳倉建設株式会社東京支店
(構成員) 谷沢建設株式会社

○当初契約を議決した議会

令和4年第4回定例会

【工事場所】

